

国不建第312号
令和2年12月25日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)では、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされております。これを踏まえ、国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とすること等を内容とする「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第98号)」が令和2年12月23日に公布(令和3年1月1日施行予定)され、建設業法施行規則においても、建設業の許可申請等の押印を求めている手続について、押印を不要とする等の所要の改正が行われたところです。このため、「建設業許可事務ガイドラインについて」においても、建設業の許可申請等において押印を求めている手続について見直すなど、所要の改正を行うことと致しました。

つきましては、「建設業許可事務ガイドラインについて」を別添のとおり改正し、令和3年1月1日より適用することとし、各地方整備局建政部長等に通知しましたので、参考までに送付致します。